様式第2号(第7条関係)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　文書番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　えびの市長　　　　　　　　　印

えびの市地域活動支援センターⅠ型事業利用決定(却下)通知書

　　　年　　月　　日に申請のありましたえびの市地域活動支援センターⅠ型事業利用申請について、えびの市地域活動支援センターⅠ型事業実施要綱第7条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

**１　決定**

|  |  |
| --- | --- |
| 利用決定番号 | え地活Ⅰ第　　　　　　　号 |
| 利用決定  障害者等氏名 | （　　　年　　　月　　　日生） |
| 内　　　　容 |  |
| 利用決定期間 |  |

**２　却下**

|  |  |
| --- | --- |
| 理由 |  |

【教示】

　１　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、えびの市

　　に審査請求をすることができます。なお、この処分のあった日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当

　　な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

　２　この処分に不服がある場合は、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算し

　　て６か月以内に、えびの市を被告として（訴訟においてえびの市を代表する者は、えびの市長となります。）、処

　　分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したと

　　きは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該

　　審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起す

　　ることができます。なお、この裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴え

　　を提起することができなくなります。

【問い合わせ先】

　　えびの市役所　福祉事務所

　　えびの市大字栗下１２９２番地　ＴＥＬ　０９８４－３５－１１１１

　　　　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ　０９８４－３５－０４０１